

# 貸借対照表

2025年3月31日 現在

株式会社 JALグランドサービス札幌

単位： 円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>(930,115,378)</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>(326,606,309)</b>
現金及び預金	1,814,158	営業未払金	49,532,884
営業未収入金	285,717,793	未払費用	174,365,196
未収入金	185,612	未払法人税等	230,000
未収還付法人税等	416	未払消費税等	93,987,640
前払費用	13,493,280	預り金	8,490,589
短期貸付金	593,601,896		
1年内回収長期貸付金	20,673,344		
立替金	14,628,879		
<b>【固定資産】</b>	<b>(450,664,445)</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>(520,581,930)</b>
(有形固定資産)	(1,984,238)	退職給付引当金	520,581,930
建物	1,451,045		
減価償却累計額	△ 894,700		
工具器具備品	4,140,234	負債の部合計	<b>847,188,239</b>
減価償却累計額	△ 2,712,341	<b>純 資 産 の 部</b>	
(無形固定資産)	(51,000)	<b>【株主資本】</b>	<b>(533,591,584)</b>
電話加入権	51,000	【資本金】	(10,000,000)
(投資その他の資産)	(448,629,207)	【資本剰余金】	(40,000,000)
繰延税金資産(固定)	261,882,779	資本準備金	40,000,000
長期前払費用	528,200	【利益剰余金】	(483,591,584)
長期貸付金	64,619,887	利益準備金	4,190,000
前払年金費用	121,408,341	(その他利益剰余金)	(479,401,584)
その他の投資	190,000	別途積立金	56,600,000
		繰越利益剰余金	422,801,584
		純資産の部合計	<b>533,591,584</b>
資産の部合計	<b>1,380,779,823</b>	負債・純資産の部合計	<b>1,380,779,823</b>

(注1) 当期純利益 240,484,990 円

# 個 別 注 記 表

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日

## 株式会社 JAL グランドサービス札幌

### 【 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

#### 1. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法は、定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

#### 2. 引当金の計上基準

##### (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### 3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 収益の計上基準

当社は、株式会社JALグランドサービスからの受託契約に基づく航空輸送に付帯するサービスを提供しており、役務提供完了の時点で収益を認識しております。

##### (2) 費用の計上基準

費用については、発生主義により認識し計上しております。

### 【 株主資本等変動計算書に関する注記 】

#### 1. 当事業年度末における発行済株式数

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	260 株	—	—	260 株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。